

# 青年部会規約

公益社団法人 佐賀県トラック協会 青年部会

# 公益社団法人 佐賀県トラック協会青年部会 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人佐賀県トラック協会青年部会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、佐賀市高木瀬西三丁目1番20号「公益社団法人佐賀県トラック協会」内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、企業の近代化・合理化に関する専門的知識の養成と、人格識見の錬成に努めるとともに、業界の社会的地位の向上並びに会員相互の連絡協調を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 事業経営の近代化・合理化に関する諸施策の調査・研究並びに情報の提供。
- (2) 各種研修会、講習会、討論会、実地見学等の開催。
- (3) 会員相互の連絡協調を図るための必要な事業。
- (4) その他目的達成のための必要な事業。

## 第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、公益社団法人佐賀県トラック協会の会員事業所における、概ね50歳未満の、経営者、後継者、中間管理者及び会員事業主が推薦する者で、入会を希望する者をもって構成する。

(入会及び退会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。
- 3 会員は、満50歳に達したときは、当該年度末において退会するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は入会に際し入会金を納入し、また、毎年度4月末までに会費を納入しなければならない。ただし、年度途中に入会する会員の会費については、月割りにて納入するものとする。

- 2 入会金の額は1名につき3,000円とする。
- 3 会費は月2,000円とし、年額24,000円を一括納入する。

- 4 必要に応じて理事会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。
- 5 退会の場合、未納会費は完納しなければならない。
- 6 既納の入会金及び会費は、返戻しない。

## 第4章 役員

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 15名以内(会長、副会長を含む)
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第9条 理事及び監事は、総会において選任し、会長及び副会長は、理事の中から選任する。

(役員の仕事)

第10条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その仕事を代行する。
- 3 理事は理事会を組織して会務を執行する。
- 4 監事は本会の経理を監査する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残存期間とする。
- 3 役員は、仕事終了後も後任者が就任するまでは、引続きその職務を行うものとする。

(委員会の設置)

第12条 本会の目的を達成するため、必要があるときは委員会を設置することができる。

(支部)

第13条 支部を設置することができる。

(顧問)

第14条 本会に、理事会の決議を経て顧問を委嘱することができる。

## 第5章 会議

(会議)

第15条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議は、会長が招集し議長となる。

(総会)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき招集する。

(総会の招集)

第17条 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の10日前までに会員に通知しなければならない。

(決議)

第18条 総会は、会員総数の過半数の出席で成立し、議決は出席会員の過半数をもって表決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 会員は、総会における議決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合には、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議決事項)

第19条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 規約の改正
- (4) その他重要事項

(理事会)

第20条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に提出する議事
- (3) その他重要事項

## 第5章 会計

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第22条 本会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 会費
- (2) その他の収入

## 附則

- 1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成28年4月1日 第7条3項を一部改正。